

## 第3編 事業場排水規制

## 第1章 事業場排水規制の概要

下水道の普及は、私たちの生活環境を快適なものにするとともに、川や海などの公共用水域の水質保全にますます大きな役割を果たすようになってきました。

下水処理場から公共用水域へ排出される放流水は、水質汚濁防止法や都道府県条例等によって厳しい水質規制を受けています。一方、下水道にその排水を排除する事業場に対しては、それらの規制は適用されず、代わりに、下水道法や公共下水道管理者が定める条例によって水質規制を受けることとなります。

### 1 排水規制の目的

事業場から排除される排水は様々な汚濁物質を含んでいて、それがそのまま下水道に排除された場合、その全てを下水処理場で除去できるわけではありません。下水処理場では、活性汚泥法という微生物の働きによって下水中の汚れを取り除く処理方法を一般的に採用しています。しかし、重金属類をはじめとした処理困難物質は、活性汚泥法では除去されずにそのまま処理水中に残留したり、さらには、活性汚泥中の微生物の働きを極端に弱らせたりすることがあります。また、ある種の排水は、管渠、ポンプ場等の施設を損傷・閉塞させ、ときには有害ガスを発生させて作業中の作業員の健康を著しく損なうこともあります。

したがって、下水道法や条例は、下水道施設の機能を保護し、処理場における良好な下水処理を確保するために、事業場から下水を排除する者に対して水質規制を課しています。

### 2 事業場排水の人体、及び下水道施設に与える影響

事業場排水が与える各種の影響については、次のようなものが考えられます。

- ア シアン化合物含有排水由来のシアンガス、及び腐敗物質含有排水由来の硫化水素の発生による作業員の中毒、施設腐食
- イ ガソリン等揮発性石油類による作業員の中毒、引火による爆発
- ウ 高温排水による下水の腐敗促進、施設損傷
- エ 強酸、強アルカリ排水による施設腐食、損傷、下水処理機能の阻害
- オ 食油、鉱油等の含油排水による管渠の閉塞、施設の劣化、作業性の悪化
- カ 鉛等処理困難物質による下水処理機能の阻害、処理過程で発生する汚泥の最終処分の困難化
- キ 高BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）含有排水による下水処理効率の低下等

## 第2章 特定施設と特定事業場

特定施設とは、次のいずれかの要件を備える汚水、または廃液を排出する施設で、水質汚濁防止法施行令及びダイオキシン類対策特別措置法施行令で定める施設をいいます。

ア 鉛、カドミウム等、人の健康に関わる被害を生ずる恐れのある物質を排出する施設（健康項目ということもあります。）

イ BOD（生物化学的酸素要求量）、pH（水素イオン濃度）等、生活環境に関わる被害を生ずる恐れのある物質を排出する施設（生活環境項目ということもあります。）

ウ ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設

特定施設として、次の施設が例として挙げられます。

ア ガソリンスタンド、自動車整備工場、自動車ディーラー等に設置される自動式車両洗車機

イ 総面積が420㎡以上の飲食店に設置される厨房施設

ウ 総面積が360㎡以上の弁当仕出屋に設置される厨房施設

エ 病床数が300床以上の病院に設置される厨房、洗浄、入浴施設

オ 屋内作業場の総面積が800㎡以上の自動車整備工場に設置される洗車施設

カ 電気メッキ施設

キ 酸、又はアルカリによる表面処理施設

ク DPE店に設置される自動式フィルム現像洗浄施設

ケ クリーニング店に設置される洗濯機

コ 豆腐店に設置される豆の湯煮施設

サ テトラクロロエチレン（パーク、又はパークレンも同様）を洗浄液として使用するコインランドリー

シ 工学部、理学部を設置している大学の試験室、実験室の洗浄施設

ス 漬物物等、保存食品製造工場に設置されている原料処理施設、洗浄施設、圧搾施設、湯煮施設

セ 牛房の総面積200㎡以上の牛房施設、馬房の総面積が500㎡以上の馬房施設等

ただし、水質汚濁防止法施行令で定めている特定施設の内、旅館、ホテル等に設置されている厨房施設（食堂関連面積420㎡以上ある場合は、除きます。）、洗濯施設、入浴施設については、下水道法ではその指定を受けません。

特定施設を設置する工場、事業場を特定事業場といいます。特定事業場からの排水については、下水道法によって公共下水道管理者が常に特定施設、及び排水の処理施設とともにその状況を把握できるようになっています。

特定施設の設置、構造等の変更、使用の廃止など特定施設を使用する上で状況の変化があった場合、その旨を、後に述べるように、下水道管理者に届け出なければなりません。

また、次の項目（直罰項目ともいいます）については、下水道法によって排除の制限がありません。

ア 健康項目

イ 一日当たりの平均した下水排除量（雨水を除く、トイレ排水、厨房排水、洗浄排水、工程

排水等その事業場からの排除下水量の全ての合計をいいます。) が 50m<sup>3</sup>以上の特定事業場が排除する生活環境項目

すなわち、排除の制限を超えた水質の下水を排除した者に対しては、法の規定によって6ヶ月以上の懲役、または20万円以下の罰金(過失の場合には、3ヶ月以下の禁固、又は10万円以下の罰金)に課せられることがあります。また、公共下水道管理者は、現に排水基準を超えて排水を排除していない事業場に対しても、処理施設の能力、及びその維持管理状況、原材料の消費実態等を勘案して、近い将来排水基準を超える恐れがあると認めるときは、特定施設の設置者に対して改善命令を下す場合もあります。さらに、必要と認めるときは、下水道への排除の停止命令を下す場合もあります。

### 第3章 除害施設

除害施設とは、第2章で述べた排除の制限を受けない排水、例えば特定事業場以外の事業場(一般事業場といいます。)、あるいは特定事業場であっても排除の制限を受けない事業場(日量50m<sup>3</sup>未満の特定事業場であって油、浮遊物質等生活環境項目のみを排除する事業場)から排除される排水について、その水質を条例で定める基準に適合させる施設をいいます。すなわち、直罰を受けない排水であってもその水質が下水道施設に損傷を与えたり、その機能を損なう恐れのある項目については、下水道管理者が条例で排水基準を定めることができることとなっています。

例として次のような処理施設が挙げられます。

ア ガソリンスタンド(自動式車両洗浄施設の設置の有無を問わない。)に設置される油水分離槽

イ ファミリーレストラン、中華料理店、ラーメン店等飲食店(日量50m<sup>3</sup>未満)に設置される油水分離槽、加圧浮上施設、凝集沈殿施設

ウ 自動車整備工場(日量50m<sup>3</sup>未満)に設置される油水分離槽

エ ゴミの最終処分場で生じる雨水浸出水の処理施設

オ 人文科学、社会科学系の学部、学科のみを有する大学の学生食堂の排水処理施設

カ 特定施設を設置していない事業場の社員食堂に設置される油水分離槽、加圧浮上施設、凝集沈殿施設等

条例は、下水道の利用者が条例で定めた排水基準を守らず排水を排除している場合について、公共下水道管理者は、利用者に対し除害施設の設置等を命ずることができるとしています。また、その命令に従わないときは、公共下水道への排水の排除の停止を命ずることができることをも定めています。

除害施設を設置する際には、後に述べるように、特定施設に関する届け出同様その旨を公共下水道管理者に届け出る必要があります。

## 第4章 特定施設・除害施設設置等の手続き

特定施設や除害施設の設置、構造等の変更、使用廃止等を行うときは、下水道法、及び下水道条例の規則に従い、次の各届け出を公共下水道管理者に行うことが義務づけられています。

なお、藤沢市についてはその届け出先は、下水道業務課排水設備担当です。

(〒251-8601 藤沢市朝日町1-1 TEL 0466(25)1111)

### 1 特定施設に関する届け出

#### ア 特定施設設置届（法第12条の3第1項）

特定施設を新たに設置しようとするときは、次の事項を公共下水道管理者に届け出なければなりません。また、届け出は、設置しようとする日から起算して60日以上前で行わなければなりません。

- (1) 氏名または名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者名
- (2) 工場または事業場の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 特定施設から排出される汚水の処理方法
- (7) 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項

#### イ 特定施設使用届その1（法第12条の3第2項）

水質汚濁防止法施行令の改正により新たに特定施設となった施設を現在設置している場合、その施設が特定施設となった日から30日以内に届け出が必要です。その際、届け出る事項は、アと同様です。

#### ウ 特定施設使用届その2（法第12条の3第3項）

これから公共下水道を使用しようとする事業場が特定施設を設置している場合、その特定施設についての届け出が公共下水道に使用することとなった日から30日以内に必要です。その際、届け出る事項は、アと同様です。

#### エ 特定施設構造変更届（法第12条の4）

アからウまでの届け出をした者が届け出た事項を変更しようとする場合、届け出が必要です。届け出を行った者は、その届け出が受理されてから60日を経なければ、その変更を実施してはいけません。

#### オ 実施制限期間短縮願（法第12条の6第2項）

ア、及びエの届け出は、届け出が受理されてから60日間は届け出た内容を実施できません（実施制限期間）。その期間を短縮したいときは、希望短縮日数、及びその理由を添えて届け出る必要があります。公共下水道管理者は、届け出に関わる内容が相当であると認めた場合、実施制限期間の短縮を承認します。

カ 氏名変更届（法第12条の7）

特定施設に関する届け出を行った者は、次の事項に変更があった場合、変更があった日から30日以内にその旨を届ける必要があります。

- （1）氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （2）工場または事業場の名称及び所在地

キ 特定施設使用廃止届（法第12条の7）

特定施設に関する届け出を行った者は、特定施設を廃棄したときは、その日から30日以内にその旨を届け出なければなりません。

ク 特定施設承継届（法第12条8）

特定施設に関する届け出を行った者の地位を次の行為によって承継を受けた者は、その承継が行われた日から30日以内にその旨を届け出なければなりません。

- （1）特定施設に関する届け出を行った者からその届け出に関わる特定施設を譲り受け、または借り受けた場合
- （2）特定施設に関する届け出を行った者について、相続、または合併があった場合

ケ 事故届出書（法第12条9）

特定事業場から有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに、当該下水の排出を防止するための措置を講じ、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

## 2 除害施設に関する届け出

排除の制限を受けない下水について、下水道条例では、下水道管渠、ポンプ施設、及び処理場の機能の保全のために必要な措置を講ずることを定めています。すなわち、条例第29条で定める基準を超えた水質の下水を排除して公共下水道を使用する者は、その水質基準に適合するよう何らかの措置を講じなければなりません。除害施設の設置を含めたその措置を称して除害施設の設置等といいます。除害施設関連の届け出には、次のようなものがあります。

ア 除害施設設置等届出（条例第30条第1項）

次に該当する者は、その旨を公共下水道管理者に届け出なければなりません。

- （1）公共下水道を使用している者が、除害施設の設置等、及び増・改築を行うとき
- （2）公共下水道を使用している者が、設置している除害施設の増・改築を行うとき
- （3）排水設備の設置工事を行い公共下水道を使用しようとする者が、除害施設の設置等を行うとき
- （4）排水設備の設置工事を行い公共下水道を使用しようとする者が、既に除害施設を設置しているとき

イ 除害施設新設等工事完了届（条例第30条第3項）

アの（1）から（3）によって届出を行った者は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を届け出なければなりません。

ウ 除害施設休止・廃止届（条例第30条第5項）

アにより届出を行った者が、除害施設の使用を休止し、または廃止したときは、その旨を速やかに届け出なければなりません。

エ 除害施設管理責任者選任届（条例第31条）

除害施設を設置した者は、その施設を適切な維持管理するために、除害施設を設置した日から60日以内に除害施設管理責任者を選任し、また選任した日から15日以内にその旨を公共下水道管理責任者に届け出なければなりません。選任された者が疾病等でその責務を全うできないときは、その代理人を選任しその事由が発生した日から30日以内に公共下水道管理者に届け出なければなりません。ただし、代理をすることができる期間は、事由が発生した日から90日以内です。

※以上の届出部数は2部提出とします。

## 第5章 特定施設・除害施設設置者の責務

基準を超えた水質の排水は、第1章（事業場排水規制の概要）で述べたように下水管渠、ポンプ施設、下水処理場の維持管理、及び処理水の水質に大きな影響を与えます。

そこで、特に特定施設、及び除害施設の設置者に対して条例は、水質の測定義務を課し、適切な施設の運転を行うことを求めています（条例第33条）。その水質結果は保存し、公共下水道管理者の求めに応じていつでも提出できるようにしておかなければなりません（条例第34条）。

また、法第13条は下水道管理者に対し、職員を特定施設、除害施設、その他の物件を検査させるために工場、事業場の敷地内に立ち入らせることを認めています。この、立ち入り検査については事業者は人の住居に使用する建物に立ち入る場合の他は、拒む事はできません。

## 第 6 章 事業場からの下水排除基準

事業場からの排水の排出基準は、次の表のとおりです。

(平成24年5月25日現在)

物質または項目	対象者	単位	特定施設を設置している者		特定施設を設置していない者
			50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	
健康項目	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1		0.1
	シアン化合物	mg/L	1		1
	有機リン化合物	mg/L	0.2		0.2
	鉛及びその化合物	mg/L	0.1		0.1
	六価クロム化合物	mg/L	0.5		0.5
	砒素及びその化合物	mg/L	0.1		0.1
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	0.005		0.005
	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと		検出されないこと
	P C B	mg/L	0.003		0.003
	トリクロロエチレン	mg/L	0.3		0.3
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1		0.1
	ジクロロメタン	mg/L	0.2		0.2
	四塩化炭素	mg/L	0.02		0.02
	1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.04		0.04
	1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	1		1
	シス1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4		0.4
	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	3		3
	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.06		0.06
	1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02		0.02
	チウラム	mg/L	0.06		0.06
	シマジン	mg/L	0.03		0.03
	チオベンカルブ	mg/L	0.2		0.2
	ベンゼン	mg/L	0.1		0.1
	セレン及びその化合物	mg/L	0.1		0.1
	ほう素及びその化合物	mg/L	230<10>		230<10>
	ふつ素及びその化合物	mg/L	15<8>		15<8>
1, 4-ジオキサン	mg/L	0.5		0.5	
アンモニア性窒素、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	mg/L	380		380	
ダイオキシン類	pg-TEQ/ L	10		10	
生活環境項目	フェノール類	mg/L	0.5	0.5	
	銅及びその化合物	mg/L	3 <<1>>	3 (1)	
	亜鉛及びその化合物	mg/L	2 <<1>>	2 (1)	
	鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L	10 <<3>>	10 (3)	
	マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/L	1	1	
	クロム及びその化合物	mg/L	2	2	
	生物化学的酸素要求量	mg/L	600	600	
	浮遊物質	mg/L	600	600	
	ノルマルヘキサン 鉱油類	mg/L	5	5	
	抽出物質量動植物油脂類	mg/L	30	30	
	水素イオン濃度	—	5を超え9未満	5を超え9未満	
	温度	℃		45未満	
沃素消費量	mg/L		220		
ニッケル含有量	mg/L		1		

※ 《 》内の数値は、東部及び流域処理区内の新設の事業場（昭和46年11月1日以降に設置されたもの（工事中を含みます。））に適用されます。

※ ( )内の数値は、東部及び流域処理区内の事業場に適用されます。

※  内の数値は、除害施設の設置等に関わる基準、その他は直罰の規制に関わる基準です。

※ ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物の< >内の数値については、東部処理区内の事業場等に適用されます。



## 第7章 届出様式

様式第六（第八条関係）

### 特定施設設置届出書

年 月 日

藤 沢 市 長 殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名

印

下水道法第12条の3第1項（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の3第1項）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備 考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考

- 1 申請者等の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できることとする。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第七（第九条関係）

特定施設使用届出書

年 月 日

藤 沢 市 長 殿

申請者  
住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ  
ってはその代表者の氏名

印

{ 下水道法第12条の3第2項（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の3第2項）  
 { 下水道法第12条の3第3項（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の3第2項）  
 条の3第3項） } の規定により、特定施設の使用について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類		※施設番号	
△ 特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備 考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考

- 1 申請者等の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できることとする。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第八（第十条関係）

特定施設の構造等変更届出書

年 月 日

藤 沢 市 長 殿

申請者  
住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ  
ってはその代表者の氏名

印

下水道法第12条の4（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の4）の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造（特定施設の使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統）	別紙のとおり。	※審査結果	
		※備考	

備考

- 1 申請者等の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できることとする。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照されるものとする。
- 5 別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第十（第十二条関係）

氏名変更等届出書

年 月 日

藤 沢 市 長 殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、下水道法第12条の7（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の7）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変 更 前		※ 整 理 番 号	
	変 更 後		※受理年月日	年 月 日
変 更 年 月 日			※ 施 設 番 号	
変 更 の 理 由			※ 備 考	

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第十一（第十二条関係）

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

藤 沢 市 長 殿

申請者  
住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ  
ってはその代表者の氏名

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第12条の7（下水道法第25条の10  
において準用する同法第12条の7）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類		※施設番号	
特定施設の設置場所		※備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第十一（第十二条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

藤 沢 市 長 殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第12条の8第3項（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の8第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
特定施設の設置場所		※備 考	
承 継 の 年 月 日	年 月 日		
被承継者	氏名又は名称		
	住 所		
承 継 の 原 因			

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



(第30条第1項、第4項関係)

### 除 害 施 設 設 置 等 届

藤 沢 市 長		年 月 日
〒		—
住所		_____
設置者		_____
氏名		_____ 印
		(電話 _____)
次のとおり届けます。		
区 分	<input type="checkbox"/> 新 設 <input type="checkbox"/> 増 設 <input type="checkbox"/> 改 築 <input type="checkbox"/> 設置済	
設 置 場 所 及 び 使 用 者	(電話 _____)	
除 害 施 設 施 工 者	(電話 _____)	
排 水 設 備 施 工 者	指定工事店番号 号	(電話 _____)
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
製 品 名		
生 産 量		
作 業 時 間	時 分から 時 分まで	
休 業 日		
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 別紙 <input type="checkbox"/> 付近の見取り図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 生産工程図 <input type="checkbox"/> 除害施設の設計書 <input type="checkbox"/> 資金計画書	
備考 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う 場合においては、押印を省略できることとする。 届出書の大きさは日本工業規格A4とし、別添する書類、図面等について も、折り畳む等して届出書の大きさにそろえること。		



(第30条第3項関係)

### 除 害 施 設 新 設 等 工 事 完 了 届

年 月 日	
藤 沢 市 長	〒 ー
設置者	住所 _____
	氏名 _____ 印
	( 電 話 _____ )
次のとおり届けます。	
1 届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 新 設 <input type="checkbox"/> 増 設 <input type="checkbox"/> 改 築
2 設 置 場 所	
3 施 設 内 容	
4 完 了 年 月 日	年 月 日
5 使 用 開 始 年 月 日	年 月 日
6 除 害 施 設 施 工 者	( 電 話 _____ )
7 排 水 設 備 施 工 者	( 電 話 _____ )
8 備 考	
備考 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う 場合においては、押印を省略できることとする。 届出書の大きさは日本工業規格A4とし、別添する書類、図面等について も、折り畳む等して届出書の大きさにそろえること。	

(第30条第5項関係)

### 除 害 施 設 休 止 ・ 廃 止 届

年 月 日	
藤 沢 市 長	
〒 ー	
住所 _____	
設置者 _____	
氏名 _____ 印	
( 電 話 _____ )	
次のとおり届けます。	
区 分	<input type="checkbox"/> 休 止 <input type="checkbox"/> 廃 止
工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
除害施設の種類	
除害施設の設置場所	
休止・廃止の年月日	年 月 日
休止・廃止の理由	
備考 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できることとする。 届出書の大きさは日本工業規格A4とし、別添する書類、図面等についても、折り畳む等して届出書の大きさにそろえること。	

(第31条第1項関係)

### 除 害 施 設 管 理 責 任 者 選 任 届

藤 沢 市 長		年 月 日 〒 ー 住 所 _____ 設 置 者 氏 名 _____ 印 ( 電 話 _____ )
次 の と お り 届 け ま す。		
1 除 害 施 設 管 理 責 任 者	(1) 氏 名	
	(2) 住 所	
	(3) 資 格	
	(4) 資 格 取 得 年 月 日	年 月 日
	(5) 所 属 部 課 名	
	(6) 生 年 月 日	年 月 日 生 歳
2 設 置 場 所		
3 備 考		
備考 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う 場合においては、押印を省略できることとする。 届出書の大きさは日本工業規格A4とし、別添する書類、図面等につい ても、折り畳む等して届出書の大きさにそろえること。		